

矢作川流域 上下水道広域連携協議会 規約

(設置)

第1条 愛知県、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町は、上下水道の一本化（上下水道の事務事業を担う新たな組織（以下「新組織」という。）を設立すること。）に向けた検討及び準備を円滑に行うため協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、「矢作川流域 上下水道広域連携協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 新組織の組織体制、職員、業務運営、施設整備及び財政運営など経営に必要な事項を定めた基本計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、上下水道の一本化に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に支障があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第6条 協議会は、第3条各号に係る事項を効率的に協議し又は調整するため、「矢作川流域 上下水道広域連携協議会 幹事会」(以下「幹事会」という。)を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の運営に必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、愛知県建設局及び愛知県企業庁に置く。

(情報公開)

第8条 協議会の資料及び議事概要は原則として公表とする。ただし会長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公表とすることができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、2025年12月26日から施行する。

この規約は、2026年4月1日から施行する。

(別表)

矢作川流域 上下水道広域連携協議会	矢作川流域 上下水道広域連携協議会 幹事会
<p>(会長)</p> <p>愛知県知事</p> <p>(委員)</p> <p>岡崎市長</p> <p>碧南市長</p> <p>刈谷市長</p> <p>豊田市長</p> <p>安城市長</p> <p>西尾市長</p> <p>知立市長</p> <p>高浜市長</p> <p>みよし市長</p> <p>幸田町長</p>	<p>(幹事長)</p> <p>愛知県建設局技監</p> <p>(幹事)</p> <p>愛知県企業庁水道部長</p> <p>岡崎市上下水道局長</p> <p>碧南市開発水道部長</p> <p>刈谷市水資源部長</p> <p>豊田市上下水道局長</p> <p>安城市上下水道部長</p> <p>西尾市上下水道部長</p> <p>知立市上下水道部長</p> <p>高浜市都市政策部長</p> <p>みよし市都市建設部長</p> <p>幸田町上下水道部長</p>